

容器包装リサイクル法に係る
分別収集計画

【 十 訂 版 】

令和4年6月

黒石市

黒石市分別収集計画

令和4年6月1日

1. 計画策定の意義

生活環境を含む地球の環境を維持していくためには、温暖化の原因とされる温室効果ガス排出抑制や、廃棄物等の減量化及び資源化を推進し、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、環境負荷の低減を図る目的により、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ①住民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、三者が一体となつてごみ排出抑制と資源再利用促進の取り組みを図る。
- ②住民参加型のごみ減量とリサイクル運動をより積極的に促進する。
- ③市民及び排出事業者への公報・普及活動・指導・啓発事業を尚一層推進するものとする。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器

(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(第8条第2項第1号)

計画年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
排出量	2,347 t	2,321 t	2,295 t	2,268 t	2,242 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連帯を図ることが重要である。

○啓発活動の充実

ごみ処理施設を解放し、施設見学会など、あらゆる機会を活用し、地域住民、事業者に対して、ごみ処理の状況について情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する啓発運動に積極的に取り組む。(ポスター・チラシ・市町村の広報に特集を掲載)

○過剰包装の抑制

簡易包装協力店指定制度や優良表彰制度等を導入するなど、スーパーマーケット等小売店での包装の簡素化を推進する。

○商品包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等小売り包装の有料化推進、買物袋(マイバック)の持参の徹底等の啓発、指導を行い、スーパーマーケット等の小売り包装の抑制を行なう。

○リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進 (再製品の販売、回収ボックスの設置、再生紙の使用、包装紙、チラシ等)

○地域住民による集団活動の資源回収の継続と育成、行政の支援

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、地域住民の協力度、市町村または組合が有する再生施設、収集器材等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	びん類
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙類（紙パック）
主として段ボール製の容器	紙類（段ボール）
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙類（雑紙）
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの（白色発泡スチロール製食品トレイ含む）	その他のプラスチック （ペットボトル以外）

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(第8条第2項第4号)

単位： t／年

分別収集する容器包装の種類	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
①主としてスチール製の容器包装	27.8		27.4		27.1		26.8		26.5	
		27.8		27.4		27.1		26.8		26.5
②主としてアルミニウム製の容器包装	52.5		51.9		51.3		50.7		50.1	
		52.5		51.9		51.3		50.7		50.1
③無色のガラス製容器	64.7		64.0		63.3		62.5		61.8	
	64.7		64.0		63.3		62.5		61.8	
④茶色のガラス製容器	69.3		68.5		67.7		66.9		66.2	
	69.3		68.5		67.7		66.9		66.2	
⑤その他の色のガラス製容器	25.5		25.2		24.9		24.6		24.3	
	25.5		25.2		24.9		24.6		24.3	
⑥主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）【紙パック】	3.3		3.3		3.2		3.2		3.2	
		3.3		3.3		3.2		3.2		3.2
⑦主として段ボール製の容器	230.3		227.8		225.2		222.6		220.0	
		230.3		227.8		225.2		222.6		220.0
⑧主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	50.6		50.1		49.5		48.9		48.3	
		50.6		50.1		49.5		48.9		48.3
⑨主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	80.0		79.1		78.3		77.4		76.5	
	80.0		79.1		78.3		77.4		76.5	
⑩主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの (うち白色トレイ)	169.0		167.1		165.2		163.3		161.4	
	169.0		167.1		165.2		163.3		161.4	

※下段数値は、左＝指定法人への引渡量の再掲、右＝市町村が独自処理を行う予定量の再掲を示す。

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度（令和3年度）の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は「黒石市第6次黒石市総合計画」の将来推計人口をもとに単年の人口推移を積算し、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
31,414 人 (対前年度比)	31,065 人 (対前年度比)	30,717 人 (対前年度比)	30,362 人 (対前年度比)	30,008 人 (対前年度比)
98.7 %	98.8 %	98.8 %	98.8 %	98.8 %

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行なうが、量の増加等を総合的に勘案し効率的収集を図るものとする。

また、現在、地域活動や住民団体等による集団回収が進んでいる段ボール・紙パック・雑誌等については、引き続きこれらの団体等が資源回収を実施することを支援するものとする。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	事務組合及び市町村の委託による資源ごみとして指定日混合収集（拠点収集含む）・集団回収	民間業者
	アルミニウム製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	事務組合の委託による資源ごみとして指定日収集（拠点収集含む）・集団回収	民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙類 (紙パック)	事務組合及び市町村の委託による資源ごみとして指定日収集（拠点収集含む）・集団回収	民間業者
	段ボール	紙類 (段ボール)		
	その他の紙製容器包装	紙類 (雑紙)		
プラスチック類	ペットボトル	ペットボトル	事務組合及び市町村の委託による資源ごみとして指定日収集（拠点収集含む）	民間業者
	その他のプラスチック製容器包装	その他のプラスチック		
	(白色発泡スチロール製食品トレイ)	白色トレイ	収集段階で、その他のプラスチック類と同梱	

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(第8条第2項第6号)

分別収集した容器包装廃棄物は、民間の施設等を活用し、選別・保管等を実施する。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る分 別の区分	収集容器等	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	ペット樹脂製袋 (ネットバッグ)	4 t 塵芥処理車 1台	民間施設 選別・圧縮処理
アルミニウム製容器				
無色のガラス製容器	びん類	プラスチック製 コンテナ (3種類)	4 t 平ボディ車 1台	民間施設 手選別処理
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製 容器				
飲料用紙製容器	紙類 (紙パック)	紙ひも 十文字に縛る	4 t 平ボディ車 1台	民間施設 選別・ 圧縮梱包処理
段ボール	紙類 (段ボール)			
その他の紙製容器包装	紙類 (雑紙)			
ペットボトル	ペットボトル	ペット樹脂製袋 (ネットバッグ)	4 t 平ボディ車 1台	民間施設 手及び機械選別 圧縮梱包処理
その他のプラスチック 製容器包装	その他の プラスチック			
	白色トレイ			

分別収集に必要な施設計画（その1）

【排出段階】

施設の種類	対象とする容器包装 廃棄物等の種類、量 等	施設等の仕様（形状、 形式、能力、数量等） 及び整備計画	管理 主体等	参考欄 (現有施設状況)
1 排出容器				
①ネット バッグ (網)	缶類 ・アルミ缶 ・スチール缶	材質：ポリエチレン テレフタレート (ペット樹脂製) 容量：100cm×120cm 目合：6mm	事務組合	アルミニウム及 び鋼製容器包装 として収集
②コンテナ	びん類 ・無色、茶色、 その他の色	材質：樹脂製 容量：80ℓ	事務組合	ガラス製容器包 装として収集
③紐	紙類 ・紙パック ・段ボール ・その他紙	材質：紙紐 (再生紙使用) 長さ：65m	事務組合	紙製容器包装と して収集
	紙類 ・新聞紙 ・雑誌、本 ・雑紙			雑紙として収集
④ネット バッグ (網)	ペットボトル	材質：ポリエチレン テレフタレート (ペット樹脂製) 容量：100cm×120cm	事務組合	ペットボトルと して収集
	その他のプラスチック ・プラスチック製容 器包装マークのあ るもの（白色トレ イ、発泡スチロー ル、菓子袋等）			その他のプラス チック製容器包 装として収集
2 集積場所		分別収集専用市指定集 積所	市	廃棄物減量等推 進員が、排出指 導・容器等保管

分別収集に必要な施設計画（その2）

【運搬段階】

車両の種類	対象とする容器包装 廃棄物等の種類、量 等	施設等の仕様（形状、 形式、能力、数量等） 及び整備計画	管理 主体等	参考欄 (現有施設状況)
①塵芥収集車	缶類 ・アルミ缶 ・スチール缶	4 t 塵芥収集車 (パッカー車) 数量 1台 月 2回収集	民間業者	民間委託
②平ボディ トラック	びん類 ・無色、茶色、 その他の色	4 t 平ボディ車 数量 1台 月 2回収集		
	紙類 ・紙パック ・段ボール ・その他紙	4 t 平ボディ車 数量 1台 月 2回収集		
	ペットボトル その他のプラスチック	4 t 平ボディ車 数量 1台 月 2回収集		

分別収集に必要な施設計画（その3）

【中間処理段階】

施設の種類	対象とする容器包装 廃棄物等の種類、量 等	施設等の仕様（形状、 形式、能力、数量等） 及び整備計画	管理 主体等	参考欄 (現有施設状況)
1 再生施設				
①選別・ 圧縮設備	缶類 ・アルミ缶 ・スチール缶	主要機器：マグネット 式選別機圧縮機 能力：22 t / 日	民間業者	民間委託
②圧縮減容器	ペットボトル その他のプラスチック	主要機器：ペーラー (63馬力) ペール寸法： 1m×1m×1m	民間業者	民間委託
③ストック ヤード	缶類 ・アルミ缶 ・スチール缶	屋内床舗装 各75m ³ 10 t 程度の容量	民間業者	民間委託
	びん類 ・無色、茶色、 その他の色	屋外舗装 各色毎に84m ³ 各10 t 程度の容量	民間業者	民間委託
	紙類 ・紙パック ・段ボール ・その他紙	選別、圧縮保管後 契約製紙会社へ運搬	民間業者	民間委託
	ペットボトル その他のプラスチック	屋内床舗装 各360m ³ 10 t 程度の容量	民間業者	民間委託

1 2. その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- 家庭ごみ有料化によるごみ減量化・資源化の効果的持続を推進する。
- 廃棄物減量等推進審議会を活用し、各種ごみの減量及びリサイクルの推進体制を整備する。また、自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、廃棄物減量等推進員制度を継続し、各町内会に配置する。
- ごみ有料化による、資源ごみ排出量増加に伴い、市民の利便性向上のため、分別収集用拠点施設等の拡充を推進する。また、資源ごみの収集について、排出量等を総合的に勘案し適正な体制整備を検討する。
- 町内会等の市民団体による集団回収を促進するため、報償金の交付などの支援を行う。出前講座・押しかけ講座を実施し、資源ごみの分別の周知を図る。
- 事業者に対し、ごみ減量化・資源化意識の向上を啓発し、事業系ごみの削減を推進する。

容器包装廃棄物のフロー



集団回収及び事業所の自主回収フロー

